

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する、第199条第1項及び第2項並びに第4項の規定に基づき、令和4年9月9日までに実施しました令和4年度定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年12月12日

四日市港管理組合

監査委員 加藤 光

監査委員 東 豊

第1 監査の概要

1 監査基準の準拠及び監査の種類

本定期監査は、「四日市港管理組合監査委員監査基準」第2条第1項第1号の財務監査（地方自治法第199条第1項）及び同項第1号の行政監査（同法第199条第1項）を、同法第199条第4項の規定に基づき実施しました。

2 監査の対象及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか検証、確認するとともに、令和3年度監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握し、改善状況を検証することに着眼し、これらに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

3 監査の実施内容

ア 実施箇所

（経営企画部）

総務課、企画課、振興課、港営課、建設課、防災営繕課

（ 室・局 ）

出納室、議会事務局、監査委員事務局

イ 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの説明及び聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、令和4年8月19日及び9月5日から同月7日並びに9月9日の計5日間、監査委員が当管理組合において、関係者から説明を受け、聴取を行うなどにより、実施しました。

第2 監査の結果及び意見

監査基準に従い監査した結果、概ね、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めていると認められるが、次のとおり、事務事業の執行等に関する意見があるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

【企画課】

(1) みなとまちづくりについて

令和3年11月に「四日市みなとまちづくりプラン（基本構想）」が策定されたところであるが、今後、協議会においてみなとまちづくりを進めるにあたっては、県民・市民のニーズを反映させたいと取り組まれない。

【振興課】

(1) 客船誘致について

四日市港客船誘致協議会では、官民一体となって客船誘致に取り組まれているところであるが、経済波及効果を拡大させるため、観光産業における生産性向上やもてなし力の向上など、三重県及び四日市市の受入体制の強化に向け、協議会の中で検討されたい。

【港営課】

(1) 放置艇対策について

プレジャーボート等港湾施設使用許可分について、使用料徴収は完了している。しかしながら未許可船舶が10隻残っていることから、引き続き所有者に使用許可申請を促していくとともに、条例に基づき適正に対応されたい。

【建設課】

(1) 緑地・公園の維持管理について

四日市港管内の緑地・公園の維持管理について、三重県では一般的に除草作業等の維持管理経費は予算削減の傾向にあるが、管理組合ではおおむね適正に維持管理されている。今後も県民・市民への快適空間の提供が維持できるよう、適切な予算の確保に努められたい。

【防災営繕課】

(1) CO2削減に向けた取組について

現在、庁舎や臨港道路、公園の照明のLED化により、CO2削減に向けた取組を実施しているところであるが、今後、さらなるCO2削減を求められると予想される。現在「四日市港管理組合地球温暖化対策実行計画（第5次）」の策定を進めているところであるが、さらなるCO2削減に向け、調査研究し取組を推進されたい。

【議会事務局】

(1) 海外港湾事情調査について

管理組合議員の海外港湾事情調査については、これまでの調査結果は報告書としてまとめられ、その調査結果が管理組合の運営にどのように活かされているのかについても検証されているところである。令和2年度から海外港湾事情調査はコロナ禍の影響により中止となっているが、調査の必要性などを検証し、慣例行事とならないよう取り組まれたい。